被収容者処遇細則

福岡出入国在留管理局

第1章 総 則

第 1条 趣旨

第 2条 看守責任者

第 3条 収容場の巡視

第 4条 意見聴取

第2章 収 容

第 5条 収容の手続

第 6条 身体, 所持品及び衣類の検査

第 7条 被収容者遵守事項等の告知

第 8条 被収容者遵守事項

第 9条 被収容者の日課

第10条 被収容者遵守事項等の掲示

第11条 指紋及び写真

第3章 物品の領置及び返還

第12条 物品の領置基準

第12条の2 領置手続以外の物品の保管

第13条 執務時間外の物品の取扱い

第14条 領置後の手続

第15条 領置物品の廃棄及び換価

第16条 収容中の領置物品返還

第17条 出所時の領置物品返還

第18条 逃走者等の遺留金

第4章 避 難

第19条 避難

第20条 一時解放

## 第5章 保 安

第21条 制止等の措置

第22条 制止等の措置後の報告

第23条 隔離

第24条 緊急時の隔離

第25条 隔離の継続

第26条 戒具の使用

第27条 緊急時の戒具の使用

#### 第6章 給養及び衛生

第28条 寝具の貸与

第29条 衣類及び日用品の給与

第30条 物品の使用

第31条 検食

第32条 運動

第33条 衛生

第34条 診療

#### 第7章 面会,物品の授与及び通信

第35条 領事官等との面会

第36条 領事官等以外の者との面会

第37条 面会の時間

第38条 面会の時限

第39条 物品の購入

第40条 物品の授与

第41条 物品の送付

第42条 通信文の発受

第43条 執務時間外の通信文の発受

第44条 電話による通信

第45条 執務時間外の電話による通信

第8章 出 所

第46条 出所の手続

第9章 雑 則

第47条 被収容者の申出による外出

第48条 違反調査等のための外出

第49条 出場

第50条 被収容者の申出等に対する措置

附則

一部改正 平成12年12月15日訓令第7号 (平成12年12月15日施行) 平成14年11月26日訓令第5974号 (平成14年11月26日施行) 平成15年 4月 1日訓令第2号 (平成15年 4月 1日施行) 平成16年 8月 2日訓令第1号 (平成16年 8月 2日施行) 平成20年 1月15日訓令第2号 (平成20年 1月15日施行) 平成24年 7月 9日訓令第1号 (平成24年 7月 9日施行) 平成25年 4月 1日訓令第1号 (平成25年 4月 1日施行) 平成27年 1月 6日訓令第1号 (平成27年 1月 7日施行) 平成29年 5月18日訓令第2号 (平成29年 5月18日施行) 平成31年 3月28日訓令第1号 (平成31年 4月 1日施行) 令和 2年 9月 7日訓令第1号 (令和 2年 9月 7日施行)

第1章 総則(趣旨)

第1条 この細則は、被収容者処遇規則(昭和56年法務省令第59号。以下「処遇規則」という。)に基づき、福岡出入国在留管理局の収容場(那覇支局の収容場を含む。以下同じ。)に収容されている者(以下「被収容者」という。)の人権を尊重しつつ、その処遇について適正な運用を期すため必要な事項を定めるものとする。

#### (看守責任者)

- 第2条 看守勤務の入国警備官の長(以下「看守責任者」という。)は、処遇・執行担当の統括入国警備官(那覇支局にあっては、警務・調査活動・処遇・執行担当の統括入国警備官。以下「処遇担当統括」という。)の指揮監督の下に、看守勤務の入国警備官(以下「看守勤務者」という。)を指揮監督し、被収容者の処遇及び収容場の秩序維持についてその責に任ずるものとする。
- 2 看守責任者は、処遇担当統括が出張その他により不在の場合は、処遇担 当統括に代わってその職務を行うものとする。

(収容場の巡視)

- 第3条 局長 (那覇支局にあっては支局長。以下同じ。) は、随時収容場を 巡視し、被収容者の処遇を適正に行うよう留意するものとする。
- 2 首席入国警備官は随時収容場を巡視し、被収容者の処遇を適正かつ円滑 に行うよう留意するとともに、看守勤務者の看守状況につき指導監督する ものとする。
- 3 処遇担当統括及び看守責任者は、随時収容場を巡視し、看守勤務者の看守状況につき指導監督するものとする。

#### (意見聴取)

- 第4条 局長は、被収容者の処遇を適正かつ円滑に行うため、必要があると 認めるときは、被収容者から処遇上の意見を聴取するものとする。
- 2 前項の場合において、意見を聴取した場合には、その内容及び執った措置を書面で記録に残さなければならない。

第2章 収容

(収容の手続)

- 第5条 首席入国警備官は,新たに収容される者を収容場に収容するときは, 収容令書又は退去強制令書(以下「令書」という。)を点検してその収容 が適法であることを確認し,入所票(第1号様式)により局長の承認を受 けた上,処遇担当統括に対し,当該入所票を交付してその者の収容を指示 するものとする。
- 2 処遇担当統括は、前項の指示を受けたときは、令書その他関係書類の点 検を行い、その収容が適法であり、かつ、収容される者が人違いでないこ とを確認しなければならない。
- 3 処遇担当統括は、男子と女子を分離して収容するものとする。
- 4 処遇担当統括は、前項の規定にかかわらず、女子被収容者に随伴する6 歳未満の男児及び男子被収容者に随伴する6歳未満の女児は、当該被収容者と同室に収容するものとする。ただし、6歳以上の者についても特別の事情があると認められる場合には、局長の承認を受けて当該被収容者と同室に収容することができる。
- 5 処遇担当統括は、執務時間外に新たに収容される者を収容場に収容する ときは、首席入国警備官に報告し、その指示を受けなければならない。 (身体、所持品及び衣類の検査)
- 第6条 処遇担当統括は、新たに収容される者を収容場に収容するときは、 処遇規則第10条に規定する身体、所持品及び衣類の検査を行うものとす る。
- 2 処遇担当統括は、前項の検査に当たっては、新たに収容される者にその 旨を告げ、身体については着衣の上から綿密に触手検査をし、所持品及び 衣類についてはその全てを提出させて検査しなければならない。ただし、 女子の被収容者の身体及び衣類の検査については、女子の入国警備官に行 わせるものとし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女

子の職員に行わせるものとする。

(被収容者遵守事項等の告知)

- 第7条 処遇担当統括は、新たに収容される者を収容場に収容するときは、 当該被収容者に対し、次に掲げる事項を告知し、被収容者遵守事項等告知 確認書(第2号様式)に署名を徴するものとする。
  - (1) 次条に掲げる被収容者遵守事項(別表第1)
  - (2) 保安上又は衛生上の指示事項

(被収容者遵守事項)

第8条 被収容者遵守事項は、処遇規則第7条第1項に規定するほか、次条 第1項に規定する日課を守ることとする。

(被収容者の日課)

第9条 被収容者の日課は、次の基準によるものとする。

7時 起床

7時30分 清掃

8時 朝食

8時30分 朝の点呼

12時 昼食

17時 夜の点呼

18時 夕食

22時 就寝

2 局長は、保安上又は衛生上必要があるときは、前項の日課を変更することができる。

(被収容者遵守事項等の掲示)

第10条 被収容者遵守事項並びに面会者心得及び面会案内(別表第2)は、 収容場の適当な場所に掲示するものとする。

(指紋及び写真)

第11条 処遇担当統括は、処遇規則第12条に規定する新たに収容される

者の指紋の採取等を行う場合に、その者が16歳に達しているか疑義があるときは、局長に報告し、その指示を受けなければならない。

第3章 物品の領置及び返還

(物品の領置基準)

- 第12条 処遇規則第11条第1項の規定により領置する物品は、次に掲げるものとする。
  - (1)ナイフ,かみそり,はさみ,かん切り等の刃物類,その他その用法により殺傷行為,自損行為又は逃走行為に利用されるおそれのある金属製品,ガラス製品又はひも類等
  - (2) マッチ, ライター等の発火器具, 火薬類, ガソリン等の引火物その他 火災又は爆発の原因となるおそれのあるもの
  - (3) 劇毒物及び睡眠薬,鎮静剤その他生命身体を害するおそれのある医薬品
  - (4) 酒類その他のアルコール含有飲食物
- 2 処遇担当統括は、前項に掲げる物品以外の物品について、特に領置の必要があると認めるときは、局長に報告し、その指示を受けなければならない。

(領置手続以外の物品の保管)

第12条の2 局長は、被収容者から前条第1項に掲げる物品以外の物品について保管の申出があったとき、又は収容場の管理運用上必要があると認め、かつ、被収容者の同意が得られたときは、当該物品を領置品庫又は鍵付きロッカーに保管することができる。

(執務時間外の物品の取扱い)

第13条 出納員たる看守責任者は、執務時間外において現金を領置する必要があるときは、歳入歳出外現金出納官吏が登庁するまでの間、当該現金を一時保管するものとする。この場合において、歳入歳出外現金出納官吏が登庁したときは、速やかに次条第1項第1号に基づく手続を執らなけれ

ばならない。

2 領置物品取扱主任官の補助者たる看守責任者は、執務時間外において現金以外の物品を領置する必要があるときは、物品一時保管簿(第3号様式)に所定事項を記載した上、領置物品取扱主任官が登庁するまでの間、当該物品を一時保管するものとする。この場合において、領置物品取扱主任官が登庁したときは、速やかに次条第1項第2号に基づく手続を執らなければならない。

(領置後の手続)

- 第14条 処遇担当統括は、被収容者の物品を領置したときは、次の各号に定めるところにより措置するものとする。
  - (1) 現金については、領置決議書(領置金預り証控(処遇規則別記第9号様式甲)をもって代える。)により局長の承認を受けた上、当該決議書とともに歳入歳出外現金出納官吏に引き渡すこと。
  - (2) 現金以外の物品については、領置決議書(領置品預り証控(処遇規則 別記第9号様式乙)をもって代える。)により局長の承認を受けた上、 当該決議書とともに領置物品取扱主任官に引き渡すこと。
- 2 歳入歳出外現金出納官吏は、前項第1号の規定により現金を受領したときは、領置金収受簿(第4号様式)及び領置金基帳(第5号様式)に所定事項を記載するとともに、領置決議書に基づき領置金預り証(処遇規則別記第9号様式甲)を作成の上、処遇担当統括を通じて当該被収容者に交付するものとする。
- 3 領置物品取扱主任官は,第1項第2号の規定により物品を受領したときは,物品管理簿・物品出納簿(法務省所管物品管理事務取扱規程第24号様式)に所定事項を記載するとともに,領置決議書に基づき領置品預り証(処遇規則別記第9号様式乙)を作成の上,処遇担当統括を通じて当該被収容者に交付するものとする。

(領置物品の廃棄及び換価)

- 第15条 領置物品取扱主任官は、処遇規則第11条第2項の規定により領置した物品を廃棄し又は換価するときは、当該被収容者から領置品処分同意書(第6号様式)及び領置品預り証を提出させ、局長の承認を受けた上、廃棄し又は換価し、領置品預り証の備考欄及び物品管理簿・物品出納簿のてん末欄に当該領置物品を処分した旨及びその年月日を記載して押印するとともに、換価した代金は当該被収容者に確認させた上、交付するものとする。
- 2 前項の換価の手続については、会計法、予算決算及び会計令、契約事務 取扱規則及び法務省所管契約事務取扱規程の国の財産の売却に関する規定 を準用する。

(収容中の領置物品返還)

- 第16条 処遇担当統括は、被収容者から領置した物品の全部又は一部の返還申出があったときは、次の各号に定めるところにより措置するものとする。
  - (1) 領置金については、領置金返還申出書(第7号様式)及び領置金預り 証を提出させ、局長の承認を受けた上、歳入歳出外現金出納官吏に通知 すること。
  - (2) 領置品については、領置品返還申出書(第8号様式)及び領置品預り 証を提出させ、局長の承認を受けた上、領置物品取扱主任官に通知する こと。
- 2 歳入歳出外現金出納官吏は、前項第1号の通知を受け被収容者に領置金を返還するときは、全部返還にあっては次条第1号に定める措置を執り、一部返還にあっては、領置金預り証控に受領を証する署名を徴するとともに領置金預り証に支払月日、支払高等を記載するものとする。
- 3 領置物品取扱主任官は、第1項第2号の通知を受け被収容者に領置品を 返還するときは、全部返還にあっては次条第2号に定める措置を執り、一 部返還にあっては領置品返還申出書の領収欄に受領を証する署名を徴する

とともに領置品預り証の備考欄及び物品管理簿・物品出納簿のてん末欄に 当該領置品を返還した盲及びその年月日を記載するものとする。

(出所時の領置物品返還)

- 第17条 処遇規則第39条の規定により被収容者に領置中の物品を返還するときは、次の各号に定めるところにより措置するものとする。
  - (1)歳入歳出外現金出納官吏は、被収容者から領置金預り証と引き替えに領置金を返還し、領置金預り証控に受領を証する署名を徴すること。
  - (2) 領置物品取扱主任官は、被収容者から領置品預り証と引き替えに領置品を返還し、物品管理簿・物品出納簿に受領を証する署名を徴すること。 (逃走者等の遺留金)
- 第18条 歳入歳出外現金出納官吏は、被収容者が逃走又は死亡したときは、 遺留に係る領置金は遺留金書留簿(第9号様式)に所定事項を記載しなけ ればならない。

第4章 避難

(避難)

- 第19条 処遇担当統括は、非常災害に際し、被収容者を収容場以外の場所 に避難させる必要があると認めたときは、局長に報告し、その指示を受け た上、被収容者を局長の指示する場所に避難させるものとする。
- 2 処遇担当統括は、前項の場合において、急速を要し、局長に報告するいとまがないときは、被収容者を安全な場所に避難させた上、速やかに局長にその状況を報告しなければならない。
- 3 処遇担当統括は、前2項により被収容者を避難させるときは、被収容者に対し、災害の状況、避難の場所、係官の指示に基づき秩序ある行動を執るべきこと等を説示し、最も安全な経路をもって速やかに避難場所に護送しなければならない。
- 4 処遇担当統括は、第1項及び第2項により被収容者を避難させる場合に おいて、必要と認めるときは、局長に報告し、その指示により戒具を使用

するものとする。ただし、急速を要し、局長に報告するいとまがないとき は、その指示を受けることを要しない。

5 前項ただし書の規定により戒具を使用した場合,処遇担当統括は,速や かに局長にその状況を報告し,その指示を受けなければならない。

(一時解放)

- 第20条 処遇担当統括は、非常災害に際し、前条による避難の手段がなく、かつ、被収容者を他の場所に護送するいとまがないと認めるときは、局長に報告し、その指示により被収容者を一時解放するものとする。ただし、急速を要し、局長に報告するいとまがないときは、その指示を受けることを要しない。
- 2 前項ただし書の規定により一時解放を行った場合,処遇担当統括は,速 やかに局長にその状況を報告し,その指示を受けなければならない。
- 3 処遇担当統括は、第1項により被収容者を一時解放するときは、被収容者に対して指定した日時(特に事情がなければ、解放日の翌日午後5時とする。)までに指定した場所に出頭するよう指示し、できる限り一時解放証明書(第10号様式)を交付するとともに、解放した旨を直ちに所轄警察署等関係機関に通報するものとする。

第5章 保安

(制止等の措置)

- 第21条 入国警備官は、被収容者に対し、被収容者遵守事項を遵守させる ため必要な指導を行うものとする。
- 2 入国警備官は、被収容者が被収容者遵守事項に違反する行為をし、又は 違反する行為をしようとするのを発見したときは、処遇規則第17条の2 に規定する措置を講じるとともに、直ちに看守責任者に報告しなければな らない。

(制止等の措置後の報告)

第22条 入国警備官は、処遇規則第17条の2に規定する措置のうち、制

止及びその他の抑止するための措置を執ったときは、制止等の措置報告書 (第11号様式)により、速やかに局長に報告しなければならない。

(隔離)

- 第23条 処遇担当統括は、処遇規則第18条に基づき被収容者を隔離する 必要があると認めるときは、隔離理由及び期限等について意見を付して局 長に報告し、その指示を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、局長は、隔離相当と認めるときは、隔離言渡書(第 12号様式)を作成の上、これを処遇担当統括に交付して隔離を指示する ものとする。
- 3 処遇担当統括は、被収容者を隔離するときは、当該被収容者に対し、隔離言渡書を読み聞かせなければならない。ただし、急速を要するときは、隔離した後読み聞かせることができる。
- 4 処遇担当統括は、被収容者の隔離中における行状等を随時局長に報告し、 必要な指示を受けるものとし、看守勤務日誌に記載しなければならない。
- 5 処遇担当統括は、隔離の必要がなくなったと認めるときは、直ちに局長 に報告し、その指示を求めなければならない。
- 6 前2項の場合において、局長は、隔離の必要がなくなったと認めたときは、直ちに処遇担当統括に隔離の中止を指示するものとする。この場合、 処遇担当統括は、直ちに隔離を中止しなければならない。
- 7 処遇担当統括は、隔離期限が到来したときは、被収容者の隔離を解除するものとする。

(緊急時の隔離)

- 第24条 処遇担当統括は、処遇規則第18条第2項に基づき被収容者を隔離したときは、速やかに隔離理由及び期限等について意見を付して局長に報告し、その指示を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、局長が隔離を相当と認めた場合は、前条第2項の 規定を準用する。

3 第1項の場合において、局長が隔離を相当と認めないときは、処遇担当 統括は直ちに隔離を解除しなければならない。

(隔離の継続)

- 第25条 処遇担当統括は、隔離期限を超えて引き続き被収容者を隔離する 必要があると認めるときは、その理由及び新たな隔離期限等について意見 を付して局長に報告し、その指示を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、局長は、引き続き隔離することを相当と認めると きは、隔離継続言渡書(第12号の2様式)を作成の上、これを処遇担当 統括に交付して隔離の継続を指示するものとする。
- 3 処遇担当統括は、前項の隔離の場合には、当該被収容者に対し、隔離継続言渡書を読み聞かせなければならない。

(戒具の使用)

- 第26条 入国警備官は、被収容者に対し戒具を使用する必要があると認め るときは、局長に報告し、その指示を求めるものとする。
- 2 入国警備官は、被収容者に対し戒具を使用したときは、その理由、使用 期間及び戒具の種類等を看守勤務日誌に記載しなければならない。

(緊急時の戒具の使用)

- 第27条 入国警備官は、処遇規則第19条ただし書に基づき被収容者に対し戒具を使用したときは、速やかに局長に報告し、その指示を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、局長が戒具の使用を認めないときは、処遇担当統括は、直ちに戒具の使用を解除しなければならない。

第6章 給養及び衛生

(寝具の貸与)

第28条 処遇担当統括は、被収容者に寝具を貸与したときは、被収容者物 品貸与簿(処遇規則別記第7号様式)に所定事項を記載し、かつ、受領欄 に受領を証する署名を徴するものとする。

- 2 被収容者一人につき貸与する寝具の数量は、次に掲げる基準とし、当該 被収容者が出所するときに返還させるものとする。
- (1) マットレス
- (2) 毛布

ア 夏期 (6月1日から9月30日) 2枚以上5枚以下

イ 夏期以外の期間

2枚以上10枚以下

(3) 枕

1個

(4) 枕カバー

1枚

(5)敷布

1枚

(衣類及び日用品の給与)

- 第29条 処遇担当統括は、処遇規則第23条に規定する衣類及び日用品の 給与を必要と認める被収容者があるときは、局長の承認を受けた上、給与 するものとする。
- 2 前項の規定により給与する物品の品目、数量及び使用期間は、その都度 局長が定める。
- 3 処遇担当統括は、被収容者に衣類及び日用品を給与したときは、被収容 者物品給与簿(処遇規則別記第8号様式)に所定事項を記載し、かつ、受 領欄に受領を証する署名を徴さなければならない。

(物品の使用)

- 第30条 処遇規則第24条第1項に規定する物品の品目は、次に掲げるも のとし,数量及び使用期間は,その都度局長が定める。
  - (1)食卓
  - (2) 椅子
  - (3)食器

ア椀

イ 皿

ウ 箸又はスプーン及びフォーク

## (4) 理容用具

- アはさみ
- イ バリカン
- ウ くし
- エ ヘアーブラシ
- オ 電気シェーバー

#### (5)運動用具

- ア バレーボール
- イ バスケットボール
- ウ サッカーボール又はリフティングボール

## (6) 娯楽用具

- ア 囲碁盤及び同石
- イ 将棋盤及び同駒
- ウ トランプ
- エ オセロ
- オチェス
- カ テレビ

## (7) 図書

#### (8) 掃除用具

- アほうき
- イ ちり取り
- ウバケツ
- 工 雑巾
- オーくず籠
- カ トイレブラシ

#### (9) 洗面用具

コップ

- 2 処遇担当統括は、被収容者から前項の理容用具、運動用具及び娯楽用具の使用の申出があったときは、局長に報告し、その指示を受けた上、使用させるものとする。
- 3 処遇担当統括は、前項により被収容者に理容用具としてはさみ及びバリカンを使用させるときは、監視を厳重にし、事故の防止に努めるとともに、使用後は直ちにこれを回収した上、使用者名、使用品、使用場所及び使用時間を看守勤務日誌に記載しなければならない。

(検食)

第31条 会計課長(那覇支局にあっては総務課長。),首席入国警備官又は処遇担当統括は、被収容者に対する給食の都度これを検食し、かつ、被収容者給検食簿(処遇規則別記第6号様式)に検食意見を記載して局長に報告するものとする。ただし、執務時間外における検食は、看守責任者が行うものとする。

(運動)

- 第32条 被収容者には、毎日の勤務時間内又は局長が別に定める時間において、戸外運動場で運動する機会を与えるものとする。ただし、荒天のとき又は収容場の保安上若しくは衛生上支障があるときは、この限りではない。
- 2 看守責任者は、被収容者が運動するときは、あらかじめ戸外運動場を点 検し、保安上支障があると認められる物品及びその他異状がないことを確 認した上、被収容者を戸外運動場に出し、かつ、運動時間中は看守勤務者 をその監視に当たらせなければならない。
- 3 看守責任者は、運動のため、被収容者を戸外運動場に出すとき及び運動 終了後被収容者を収容場に収容するときは、その人員及び所持品等を確認 しなければならない。

(衛生)

第33条 被収容者には、1週間に2回以上入浴する機会を与えるものとす

る。

- 2 前項の場合において、女子の被収容者の入浴の立会いが必要な際は、女 子の入国警備官に行わせるものとし, 女子の入国警備官が不在の場合は, 入国警備官以外の女子の職員に行わせるものとする。
- 3 居室の消毒及び寝具の交換又は洗濯は、次の基準によるものとする。

(1) 居室の薬物消毒

毎年2回以上

(2) 毛布の交換又は洗濯

3か月に1回以上

(3) 枕カバーの交換

毎月1回以上

(4) 敷布の交換又は洗濯 毎月1回以上

(診療)

- 第34条 処遇担当統括は、被収容者がり病し若しくは負傷したとき又は被 収容者から医師の診療の申出があったときは、局長に報告し、その指示を 受けるものとする。
- 2 処遇担当統括は、前項の場合において、急速を要し、局長に報告するい とまがないときは、直ちに医師の診療を受けさせた上、速やかに局長にそ の状況を報告しなければならない。
- 3 処遇担当統括は、被収容者から自費による診療の申出があったときは、 当該被収容者の症状及び診療の必要性等について意見を付して局長に報告 し, その指示を受けるものとする。
- 4 入国警備官は、前3項により被収容者が医師の診療を受けるときは、こ れに立ち会い、逃走その他の事故の防止に当たるとともに、担当医師から 所見を徴し、当該被収容者の病状及び診療状況等を診療結果報告書(第1 3号様式)及び被収容者診療簿(処遇規則別記第3号様式)により局長に 報告しなければならない。
- 5 処遇担当統括は、救急常備薬を保管し、被収容者にこれを授与したとき は、その都度救急常備薬投与簿(第14号様式)に所定事項を記載すると ともに、その使用状況を確認しなければならない。

6 第1項ないし第3項の規定により、被収容者に診療を受けさせた場合は、 第6条第1項の規定を準用する。

第7章 面会,物品の授与及び通信

(領事官等との面会)

- 第35条 処遇担当統括は、被収容者に対し、処遇規則第33条第1項に規定する領事官等(以下「領事官等」という。)から面会の申出があったときは、面会・物品授与許可申出書(第15号様式)を提出させた上、局長に報告し、その指示を受けて面会者及び被収容者に面会時間、面会場所及び面会心得を告知し、面会させるものとする。
- 2 処遇担当統括は、前項により面会させるときは、あらかじめ面会の場所 を検分して、保安上の事故の防止について必要な措置を執るとともに、入 国警備官に対し、看守に適当な場所及び看守上必要な事項を指示しなけれ ばならない。
- 3 処遇担当統括は、局長からの指示を受けた場合は、面会終了後、被収容 者面会簿(処遇規則別記第4号様式)に所定事項を記載し、局長に報告し なければならない。
- 4 第1項の規定により、被収容者を面会させた場合は、第6条第1項の規 定を準用する。

(領事官等以外の者との面会)

- 第36条 処遇担当統括は、被収容者に対し、処遇規則第34条第1項に規定する領事官等以外の者(以下「領事官等以外の者」という。)から面会の申出があったときは、面会・物品授与許可申出書(第15号の2様式)を提出させ、所定事項を聴取した上、局長に報告しなければならない。
- 2 処遇担当統括は、前項の場合において、局長が面会を許可したときは、 面会者及び被収容者に面会時間及び面会者心得を告知し、入国警備官を立 ち会わせて面会室において面会させるものとする。ただし、局長が立会い の必要がないと認めるときは、入国警備官を立ち会わせないものとする。

- 3 入国警備官は、前項の規定により面会に立ち会うときは、面会者及び被収容者の動静の監視並びに会話の聴取に適当な場所に位置して、保安上の事故の防止に努めるとともに、面会者又は被収容者が保安上支障がある行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させた上、局長にその状況を報告し、じ後措置について指示を受けなければならない。
- 4 入国警備官は、面会の立会いに当たったときは、面会終了後、被収容者 面会簿に所定事項及び同備考欄に面会内容の要旨を記載し、局長に報告し なければならない。
- 5 第1項の規定により、被収容者を面会させた場合は、第6条第1項の規定を準用する。

(面会の時間)

第37条 面会の時間は、原則として30分以内とするものとする。ただし、 第35条第1項に規定する領事官等との面会時間は、その都度局長が定め る。

(面会の時限)

- 第38条 面会は、執務時間内に行わせるものとする。
- 2 看守責任者は、執務時間外に面会を申し出た者がある場合において、急速を要し、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、首席入国警備官に報告し、その指示を受けなければならない。

(物品の購入)

- 第39条 処遇担当統括は、被収容者から自費による物品の購入の申出があったときは、物品購入許可申出書(第16号様式)を提出させた上、局長に報告しなければならない。
- 2 処遇担当統括は、前項による報告に対し、局長から物品購入の許可があったときは、当該被収容者に許可に係る物品を購入させるものとする。 (物品の授与)

- 第40条 処遇担当統括は、被収容者に対し物品の授与を申し出た者があったときは、面会・物品授与許可申出書(第15号又は15号の2様式)を提出させた上、局長に報告しなければならない。
- 2 処遇担当統括は、前項による報告に対し、局長から物品授与の許可があったときは、当該物品を当該被収容者に交付した上、面会・物品授与許可申出書の受領欄に受領を証する署名を徴するものとする。

(物品の送付)

- 第41条 処遇担当統括は、被収容者に対し物品送付があったときは、受領 すべき被収容者を立ち会わせて開披し、その内容を検査しなければならな い。
- 2 処遇担当統括は、前項の場合において、当該被収容者から送付物品交付 許可申出書(第18号様式)を提出させた上、局長に報告しなければなら ない。
- 3 処遇担当統括は、前項による報告に対し、局長から物品交付の許可があったときは、当該物品を当該被収容者に交付した上、送付物品交付許可申出書の受領欄に受領を証する署名を徴するものとする。ただし、許可に係る物品が第12条に規定する物品である場合は、直ちに領置手続を執らなければならない。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 処遇担当統括は、第2項による報告に対し、局長から当該物品を交付せず送付者に返還するよう指示があったときは、速やかにこれを当該送付者に返還するものとする。ただし、当該送付者に返還できなかったときは、局長の承認を受けて当該物品を当該被収容者に交付した上、直ちに領置手続を執るものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(通信文の発受)

第42条 処遇担当統括は、被収容者から通信文の発信の申出があったとき

又は被収容者宛てに通信文の送付があったときは、被収容者郵便物発受信簿(処遇規則別記第5号様式)に所定事項を記載して局長に報告し、その指示を受けた上、当該通信文を発送又は当該被収容者に交付するものとする。

- 2 処遇担当統括は、前項による報告に対し局長からの指示を受けて通信文 について保安上必要があるものとしてその内容を調査したときは、その結 果を局長に報告しなければならない。
- 3 処遇担当統括は、前項による報告に対し、局長から当該通信文について 訂正、削除、抹消又は領置するよう指示を受けたときは、その措置を講じ た上、被収容者郵便物発受信簿の備考欄にその旨記載しておかなければな らない。

(執務時間外の通信文の発受)

第43条 看守責任者は、執務時間外に被収容者から通信文の発信の申出が あった場合又は被収容者宛てに通信文の送付があった場合において、急速 を要し、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、首席入国警備官 に報告し、その指示を受けなければならない。

(電話による通信)

- 第44条 処遇担当統括は、被収容者から電話による通信許可の申出があったときは、被収容者申出書(第19号様式)を提出させた上、局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 処遇担当統括は、被収容者に対し電話による通信許可の申出があったと きは、局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 処遇担当統括は、前2項について、局長が許可したときは、当該被収容者に通信させるものとする。この場合において、これに立ち会い、被収容者電話記録書(第20号様式)に通信の要旨を記載し、局長に報告しなければならない。

(執務時間外の電話による通信)

第45条 看守責任者は、執務時間外に被収容者から電話による通信許可の 申出があった場合又は被収容者に対し電話による通信許可の申出があった 場合において、急速を要し、かつ、やむを得ない事情があると認めるとき は、首席入国警備官に報告し、その指示を受けなければならない。

第8章 出所

(出所の手続)

- 第46条 首席入国警備官は、被収容者を仮放免、放免、移送、送還又は逮捕等により収容場から出所させるときは、出所票(第21号様式)により局長の承認を受けた上、処遇担当統括に対し、当該出所票を交付して当該被収容者の出所を指示するものとする。
- 2 処遇担当統括は、前項の指示を受けたときは、被収容者名簿その他の関係書類により人違いでないことを確認した上、当該被収容者を出所させなければならない。ただし、被収容者を移送又は送還により出所させたときは、当該被収容者を護送する入国警備官に引き渡さなければならない。
- 3 処遇担当統括は、前項の場合において、被収容者から貸与品を返還させ なければならない。
- 4 第2項の出所においては、第6条第1項の規定を準用する。

第9章 雑則

(被収容者の申出による外出)

- 第47条 首席入国警備官は、被収容者から外出許可の申出があったときは、 その要旨を被収容者申出書に記載させ、当該申出の内容を検討し、意見を 付して局長に報告しなければならない。
- 2 首席入国警備官は、前項による外出の許可があったときは、処遇担当統 括に対し、外出票(第22号様式)を交付して当該被収容者の外出を指示 するものとする。
- 3 処遇担当統括は、前項の指示を受けたときは、人違いでないことを確認した上、当該被収容者を護送する入国警備官に引き渡し、外出させなけれ

ばならない。

4 前項により外出させた被収容者が帰所した場合には、第6条第1項の規定を準用する。

(違反調査等のための外出)

- 第48条 首席入国警備官は、違反調査又は送還手続その他の必要により被収容者を外出させるときは、外出票により局長の承認を受けた上、処遇担当統括に対し、当該外出票を交付して当該被収容者の外出を指示するものとする。
- 2 前項により被収容者を外出させる場合には、前条第3項の規定を、前項 により外出させた被収容者が帰所した場合には、第6条第1項の規定をそ れぞれ準用する。

(出場)

- 第49条 首席入国警備官は、違反審判要領第2章第2節第7の1の規定により入国審査官又は特別審理官から被収容者の護送を求められたとき又は違反調査、送還手続、難民認定等の事務その他の必要により当該被収容者を収容場から出場させるときは、処遇担当統括に対し、出場票(第23号様式)又は護送依頼書(違反審判要領別記第4号様式)を交付して当該被収容者の出場を指示するものとする。
- 2 前項により被収容者を出場させる場合には、第47条第3項の規定を、 前項により出場させた被収容者が入場した場合には、第6条第1項の規定 をそれぞれ準用する。

(被収容者の申出等に対する措置)

- 第50条 処遇担当統括は、被収容者から処遇規則第41条に規定する申出 又は請求があったときは、その要旨を被収容者申出書に記載させ、当該申 出の内容を検討し、意見があればこれを付して局長に報告するものとする。
- 2 処遇担当統括は、前項の申出又は請求に対する処置を当該被収容者に告 知するとともに、被収容者申出書の措置欄に記載しておくものとする。

附 則 (平成10年9月1日訓令第4号)
この訓令は、平成10年9月1日から施行する。
附 則 (平成29年5月18日訓令第2号)
この訓令は、平成29年5月18日から施行する。
附 則 (平成31年3月28日訓令第1号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年9月7日訓令第1号)
この訓令は、令和2年9月7日から施行する。

# 別表第1 (第7条関係) 被収容者導守事項

下記に掲げる事項は、収容所(収容場)の安全と秩序を保つため及び収容所(収容場)における生活を円滑に行うための必要な「遵守事項」です。そのため、これらの事項を遵守しなければなりません。

また,他の被収容者に対し遵守事項に違反することをあおったり,唆したり,援助してもいけません。

さらに、日本国の刑罰法令に触れる行為をした場合には、処罰されることもあります。

記

- 1 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
- 2 自損行為をし、又はこれを企てないこと。
- 3 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。
- 4 他人に対する迷惑行為をしないこと。
- 5 収容所等の設備、器具その他の物を損壊しないこと。
- 6 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。
- 7 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。
- 8 職員の職務執行を妨害しないこと。
- 9 整理整頓及び清潔の保持に努めること。
- 10 日課を守ること。

日課は、次の基準による。

7時 起床 7時30分 清掃 8時 朝食 朝の点呼 8時30分 昼 食 12時 17時 夜の点呼 夕 食 18時 就寝 22時

#### 別表第2 (第10条関係)

面会者心得

- 1 面会時間を厳守すること。
- 2 係官に無断で物品の授受を行わないこと。
- 3 暗号, 隠語等を使用し, 又はその他の方法で通謀を図ろうとする行動を執らないこと。
- 4 以上のほか、すべて係官の指示に従うこと。 以上の各項目に違反した場合は、面会を中止させることがある。

#### 面会案内

- 1 被収容者との面会又は物品の授受を希望される方は、受付に申し出て必要な手続を執ってください。
- 2 面会を希望される方は、在留カード、特別永住者証明書又は旅券その他身分を証明する文書を提示してください。
- 3 面会の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の9時00分から16時30分までです。
- 4 面会時間は、原則として30分以内です。
- 5 面会の際には、カメラ、ビデオカメラ、録音機及び携帯電話の持込みや使用はご 遠慮願います。

第1号様式 (第5条関係)

局長光	. 長								
			入		所	票			harmonia de aparece
処遇・執行	担当約	<b></b> 括入国	<b></b> 整備官	殿		年	月	日	処遇・執 担当 統
下記の者の					警備音	部門首席入	国警備官	ſ	看看看
	红灯	容者	身。	分事	項等		入所	居室	看:
国籍・地域	氏	名	性別	年齢	適条	受入先	日時	番号	勤務
							月日時分		
			-				月日		
On the second se							時 分 月 日		
					*		時分	-	
							月日時分		
							月日		

## 被収容者遵守事項等告知確認書

		processor and the second secon		年	月	日
福岡	出入国在留管理	見局長 殿				
*		*				
私は,被収容者 を受けました。	音処遇規則第7須	条第3項の規定	定に基づき,被	<b>妥収容者遵</b>	宇事項	等の告
国籍•地域						
2 氏 名					男・	<u>女</u>
3 生年月日	年	月	日			
本 人						
		署	名			

## 品

					4		有寸頁仕名								
_	時	保	管 年	月日	時 分	違	<b>又条項</b>	国籍・地域	被収缩	字者 氏名					
			年	月	日	3	条 項								
				時	分	-	号	17							
	品			目	員	数	E		目	員 数					
							-								
							-								
							-								
		-		,	-		-								
					1		1								
摘	要														
4100															

# 領 置 金 収 受 簿

受入年月日	適要	金額	受入番号	氏 名 及 び 認 証
		,		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# 備考

本簿は、会計年度毎に合計し継続使用することができる。

## 領 置 金 基 帳

収容年月日	出所年月日	違反条項	国籍・地域	氏	名
年月日		条項号			
年月日	摘	要	受入	払 出	残高
		×			
-					
		18			
					: <b>*</b> 0
					y ×
					•
		-			

局	長	次	長	会課	計長	領取技	置物	1品 壬官							警備部門首 席	列 ・ ・ ・ 担当統括
						領	置	品	処	分	同	意	書			
	福	岡出	入国	]在	留管	理局	長	殿						年	月	В
										晉・地 〈容者				号室	****	
	下記	己の物	勿品(	の	廃換	棄価	処分	分に	同意	しまっ	۲ <sub>0</sub>				8	**************************************
		1				目			員	娄	女	廃の		換価別	備	考
		4														
														8		
														311		
			٠													

# 第7号様式 (第16条関係)

局	長	次	長	警備 首	部門席	処遇 · 担当	執行統括	看責任	守者	取扱	者						.歳出外 出納官吏
						領	置	金	返	還還	盽	出	書				
	1	福岡占	出入	、国在	留	管理	局長	殿						4	年	月	日
														号室	Ť.		
					Þ					国籍 彼収容							
	下記	このと	おり	り領	置金	を返		顔いる	ます	0							
	j	反 還	申	出	金	額											円
	3	反 還	申	出	理	由											

局	長	次	長	警首	前部門 席	処遇 担当	·執行統括	看 責任	守者	取扱	及者						領取	置:	物品任官
																		¥	
						領	置	品	返	這	景	申	出	書					
									•							年	月		日
	福	岡出	入国	固在	留管	理局	長	殿											
															号至	室			
										籍収容							•//		
	下記	ල ද	とお	り包	頁置占	品を追		顔いる	ます	0									
	返	į į	罡	申	出	品	目		員		数			返	還	申	出	理	由
												ē							-3
												,							
												(4)							
L	:記(	の物	品を	产受	領し	まし	た。												
				年		月		日											
										被	収額	字者	氏名						

## 遺留金書留簿

氏 名					
国籍・地域			逃走・死亡年月日	年 月	日逃走・死亡
遺留金	金	円	違反条項	条	項  号
処 分 て ん 末					
備考					

# 備考

- 1 本簿は、領置金基帳に基づき逃走者又は死亡者にかかる領置金について登記する。
- 2 処分のてん末の欄には、処分の経緯を詳記する。

#### 一時解放証明書

本証明書を所持する者は、被収容者処遇規則(昭和56年法務省令第59号)第 17条の規定に基づき、非常災害のため当局収容場から一時解放した被収容者であ る。

解放された被収容者は、非常災害が発生した日の翌日午後5時までに福岡出入国 在留管理局に出頭を義務づけられている者である。

年 月 日

福岡出入国在留管理局長 印

第11号様式 (第22条関係)

局	長	次	長	警備首	部門席	処進担	当・執行 ・ 執行	行話	看 守責任者

### 制 止 等 の 措 置 状 況 報 告 書

年 月 日

福岡出入国在留管理局長 殿

#### 入国警備官

下記の被収容者に対し、被収容者処遇規則第17条の2に規定する措置を執ったので、次のとおり報告します。

国籍	・地域	国籍・	地域						
		氏	名						
被収容年齢	・性別	年	齢			歳			
Mb	1.1.75.7	性	別		男 •	女			8
			報	告	事	項			
日	時	自		年	月	日	時	分	
		至		年	月	日	時	分	
違反	場所								

被収容者遵守事	
放权石石是寸于	
項違反と認めた	
12. 444.254	
TIII +	
理由	
9 00	
	2
stat t fefe = 111, pret 115 Ven	
制止等の措置状況	
7	
\$	
-	
そ の 他	
( V) IE	
参考事項	

第12号様式 (第23条関係)

				隔	磨隹	言	渡	書			
被	収容	者氏	名								
玉	籍	• 地	域								
性	別	• 年	齢	男・	女			歳			
								٥			
隔	離	理	由								
適	用	条	文	被収容	者処遇	規則第	18条	第 1	項第 号	-	
隔	離	期	限		年年	月月		時時		日(時間)	))
隔	離	場	所			>					
備			考								
	上記	により	) 隔 翩	生する。	a:						
			年	月		H					
				福岡出入国	国在留行	管理局長				印	
提			示	入国	年 警備官	月	日	時	分	Ęp	

第12号の2様式 (第25条関係)

	隔	離	継	続	言	渡	書		
被収容者氏名									
国籍・地域					*1				
性別・年齢	男・	女			歳				
隔離を継続する 理 由									ź
適用条文		被収	容者处	1遇規	則第	18条	☀第1	項第	号
隔離言渡期限		年年	月 月	E		時時	分分	から まで	日 (時間))
新たな隔離期限		年	月	E		時	分記	きで (通算	日(時間))
隔離場所									
備考				***				×.	
上記により隔離を	と継続する。	þ	0.00	Л <del>Л</del> Е Ч <u>я нязоне</u> в					
年	月 日								
		į	福岡出	出入国	生留名	管理局	長		印
提示	入国:	年警備官	月	F		時	分	印	

# 第13号様式 (第34条関係)

局	長	次	長	会課	計長	警備	部	門鬼担	遇·執行 当統括	看責	守任者							
,						f	診	療	結	果	報	告	書					
															年		月	日
	福	岡出	入国	且在	留管3	理局	長	展	几 文									
											ス	、国警	序備官	ſ				
٦	下記(	の被	収容	7者	に対っ	する	診	療約	吉果に	つレ	いて,	次の	)とお	うり報	告しる	ます	0	
被	収忽	字者	氏名	,									,	<b>E</b>	<i>t</i> × ×		J.F.	
性	別	. 4	丰 歯	r q									(	男•	女 )		歳	
						Ä	報		告		事		項					
診	療	年	月月					年		月		日	>					
診	療	病	i F		所在出	也								医院病院			科)	
					医師	i名												

病名及び症状	
治療状況	
医師の所見	
そ の 他 (投薬・治療費等)	

# 救急常備薬投与簿

局	長	次	長	警首	猫 部	門席	処 遇 担 当	· 幸	行括	看責	任	守者	取扱	者	投	与	日	時	被収容者氏名	薬品名	数量	症 状	等
			15	,										9		月時		日分					
																月時		日分					
																月時		日分					
																月時		日分	× = -				
																月時		日分					
																月時		日分	,				

第15号様式 (第35条及び40条関係) 処遇·執行担当統括 局長 次 長 警備部門首席 看守責任者 取扱者 会・物品 授与許可申 H 面 APPLICATION FOR AN INTERVIEW AND PRESENTATION OF ARTICLES 月 H DATE: 国籍・地域 被収容者氏名 NATIONALITY/REGION (男·女) NAME OF (M · F) DETAINEE 出者 申 APPLICANT 国籍・地域 NATIONALITY/REGION 住 所 (TEL) ADDRESS IN JAPAN 勤務先 (TEL) PLACE OF EMPLOYMENT ふりがな 氏 名 (男·女) NAME IN FULL (M · F) 生年月日 DATE OF BIRTH 被収容者との関係 RELATIONSHIP 身分証明書の □ 在留カード RESIDENCE CARD □ 旅券 PASSPORT 種類 · 番号 □ 特別永住者証明書 SPECIALPERMANENT RESIDENT CERTIFICATE □ その他 OTHERS ( TYPE · NUMBER OF ) IDENTIFICATION CARD NO. 面会の用件 □ その他( □ 訴訟関係 ) 予定時間( 分) **PURPOSE** 【被収容者処遇規則第33条第2項に基づく指定】 面会室において、パソコン、携帯電話、カメラ、ビデオカメラ及び録音機等の電子機器による 録画,録音,通信及び通話は認めません。 (以下のいずれかにチェックしてください) □ 上記指定の内容を理解した上で面会時にパソコン等の電子機器を使用する。 □ 面会時にパソコン等の電子機器を使用しない。 品 目 ARTICLE 員 数 NUMBER 品 目 ARTICLE 員 数 NUMBER 授 1 (4) 与 2 (5) 品 (3) (6) 金 (CASH) 円 上記物品(金)を受領しました。 I HEREBY ACKNOWLEDGE THE RECEIPT OF THE ABOVE ARTICLES/MONEY. 年 月 DETE: В NAME OF DETAINEE: 被収容者氏名 FOR OFFICIAL USE ONLY 用 記 載欄 時 分 から 立会 面会時間 時 分 まで 渡 担当官 置 領 担当官

物品

現金

円

円

物品

現金

第15号の2様式(第36条及び40条関係) 処遇·執行担当統括 局長 次 長 警備部門首席 看守責任者 取扱者 面 会。物 品 授 与 許 可 申 出 APPLICATION FOR AN INTERVIEW AND PRESENTATION OF ARTICLES 日 DATE: 被収容者氏名 国籍・地域 NATIONALITY/REGION NAME OF (男·女) DETAINEE (M · F) 申 者 出 APPLICANT 国籍・地域 NATIONALITY/REGION 住 所 ADDRESS IN JAPAN (TEL) 勤務先 PLACE OF EMPLOYMENT (TEL) ふりがな (男·女) (M·F) 氏 名 NAME IN FULL 生年月日 DATE OF BIRTH 被収容者との関係 RELATIONSHIP □ 旅券 PASSPORT 身分証明書の □ 在留カード RESIDENCE CARD 種類・番号 □ 特別永住者証明書 SPECIALPERMANENT RESIDENT CERTIFICATE □ その他 OTHERS ( TYPE · NUMBER OF ) IDENTIFICATION CARD NO.

	面会の用件 PURPOSE						
授	品 目 ARTICLE	員数 NUMBER		品	目 ARTICLE	員数 NUMBI	ER
	(1)		4				
与	2		(5)				
	3		6				
	現 金 (CASH)	¥				円	
_	上記物品(金)を受領しまし	た。					
1	HEREBY ACKNOWLEDGE THE RI	ECEIPT OF THE ABOVE	ART	ICLES	/MONEY		

被収容者氏名 NAME OF DETAINEE: FOR OFFICIAL USE ONLY 用記載欄 時 分 から 面会時間 立会 時 分 まで 渡 担当官 領 置 担当官 物品 物品

現 金

円

月 日 DETE:

円

年

現 金

局	長	次	長	警備部首					守任者		及者							
					物	j E		購	入	許	可	申	出	書				
															年	月	日	
	福	岡出	入国	在留	管理	里局	長	殿										
									Ε	国籍	• 1	中 试			号	室		
										皮収名								
	下記	己の物	勿品?	を購り	八願	ilve	ます	0							1.4	Aller Vice Property		
						目			員	数	1	<b>"</b>			格	備	考	
												74C						
					i.													

第18号様式 (第41条関係)

局	長	次	長	警備首	部門席	処遇・執行 担当統打	看 責任	宇 取	扱者						
				送	<b>作</b>	物	品 交	付	許	可	申	出	書		
		袺	畐岡!	出入	国在	留管理	目局長	殿					年	月	日
													号室		
								国籍被収:							
		J	]		日			から	私宛	てにi	送付6	のあ <i>-</i>	った下言	己の物品	品 (金)
	を交	付原	質い	ます。	)				1						
	品					目	員	数	ļ	55			目	員	数
¥.															
Ŧ	見	金					97	,						F	円
	F	記0	り物に	品(	金)	を受領	しまし	た。							
				年	Ē	月		日							
							被収容	者氏	名						

第19号様式 (第44条関係)

局	長	次	長	警備部門首 席	処遇・執行 担当 統括	看 守責任者	取扱者

	*	被収	容者「	申 出	書
被収容者氏名			号室	玉	籍・地域
申出年月日		年	月	日	
申出の容					
措置			25.		

# 第20号様式 (第44条関係)

局	長	次	長	警備首	部門席	処遇・執行 担当統括	看 守 責任者

			311		
	被	収 容 🤻	者 電 話	記 録 書	
被収容者			号室	国 籍・地域	或
氏 名					
· 本 / 二 口 吐		左 日	時	分から	立会
通信日時		年 月		分まで	係官
通氏名		100000000000000000000000000000000000000			1
					the market and the second seco
信住所					
者電話番号	(電	話 )			
要旨					
х г					
備考					

第21号様式(第46条関係)

局長次	長								
		出	所	Ţ	<b>東</b>				
処遇・執行	担当統括入国警	備官			年	月	日		処遇・執行 担当 統 括
下記の者の	出所を指示する。		警備	部門首席	入国警	<b>脊備官</b>			看 守責任者
被	収容者身分	事項	等		出。	所	出	所	看 守 勤務者
国籍・地域	氏	名	性別	年 齢	理	由	日	時	
							月	日	
							時月	<u>分</u> 日	
							時	分	
							月	日	
							時月	分日	
							時	分	
							月	日	
							時 月	<u>分</u> 日	
							時	分	¥

第22号様式 (第47条関係)

局長次長 外 出 票 年 月 処遇・執行 担当統括 処遇・執行担当統括入国警備官 殿 警備部門首席入国警備官 看 守 責任者 下記の者の外出を指示する。 被 国籍・地域 勤務者 収 容 氏 名 者 性別 (男・女) 身 年 齢 分 事 項 適 条 外出理由 外出先 外出月日 年 月 日 午前 外出時間 時 分 午後 午前 時 再収容時間 分 午後 護送官

			出	場		票			
処〕	禺・執行担:	当統括入国	警備官	殿		年	三月	日	処遇・執行 担当統括
下言	記の者の出	場を指示す	-る。	警侦	<b>請部門</b> 了	首席入	国警備官	<del>-</del>	看 守責任者
									看 守勤務者
被収	国籍・地域								
容者	氏 名性 別						( -	男・女)	
身分	年 齢			v V					
事項	適 条								
出場	湯 理 由								
出	場先								
出址	湯月日			年	月	F	1		
出其	湯時間	午 午	前:後	時		分			
再収	容時間	午 午	- 前 - 後	時		分			
護	送 官			2					